

# 熊本県立黒石原支援学校 高等部 生徒心得

生徒一人一人が安全・安心で充実した学校生活を送ることができるよう、この生徒心得を大切に、日々を過ごす。

## 1 健康管理に関すること

自分の体調や生活習慣を見直し、健康を保てるよう、日々の過ごし方を整える。

## 2 人間関係に関すること

高校生としての自覚をもち、周囲の人と良好な関係が築けるよう、思いやりと礼儀をもって行動する。

## 3 所持品に関すること

学校生活に必要なものを自ら判断して準備し、持ち物の管理ができるよう心がける。持参してもよいか迷うときは、先生に相談する。

※携帯端末のきまりは、表を参考とすること。

必要な手続き	・「移動通信機器校内所持届」を提出する。 ・「スマホ安全教室」に参加し、安全な使い方を確認する。
設定	・校舎内では電源を入れない。やむを得ない場合は担任の先生に相談する。 ・フィルタリングをかける。
保管場所	・通学バッグ等に入れ、自分の責任で大切に保管する。

## 4 登下校に関すること

安全に登下校できるよう、家族と一緒に通学経路や手段を確認し、決められたうえて通学する。

※その他登下校のことについては、表を参考とすること。

欠席・遅刻	・保護者（病棟生は病棟職員）からの連絡を基本とし、事情がある場合は生徒本人が直接連絡する。
早退・外出	・先生に相談する。
自転車通学	・安心して通学できるよう、TS マーク付帯保険（第三種）または個人賠償責任保険に加入し、「自転車通学届」を提出する。 ・「自転車安全教室」に参加し、安全に走行するポイントを学ぶ。 ・自転車乗車時は、ヘルメットを着用し、自分の身を守る。

## 5 服装・身だしなみに関すること

高校生としての自覚をもち、学習活動にふさわしい服装（標準服または標準服に準ずるものなど）をし、身だしなみを整える。体調や気候、状況に合わせて、自分で判断して服装の調整をする。

※頭髪や身だしなみについて、表を参考とすること。

頭髪	染髪、脱色、パーマ等はしない。
装飾	ピアス、カラーコンタクト、アクセサリーなどは身につけない。
その他	化粧、タトゥー（シールも含む）、マニキュアなどしない。

※標準服に準ずる服の基準について、表を参考とすること。

ジャケット	無地で襟がついたもので、濃紺、黒、グレーなど落ち着いた色を基調としたもの。 ※カーディガンを代用することも可。
スラックス	無地かチェック柄でストレートタイプのもの。濃紺、黒、グレーなど落ち着いた色 を基調としたもの。
スカート	無地またはチェック柄のもので、濃紺、黒、グレーなど落ち着いた色を基調としたも の。丈は膝にかかる程度のもの。
シャツ・ブラウス	白で無地のもので、ポロシャツも可。
ネクタイ・リボン	柄は無地、ストライプ、水玉のもので、濃紺、黒、グレーなど落ち着いた色を基調と し、エンジ系の色も可。未着用でも可。
カーディガン	濃紺、黒、グレーなど落ち着いた色を基調としたもの。カーディガンとジャケットを併 用する場合は、カーディガンがジャケットから出ない長さのもの。
その他の服装	落ち着いた色を基調としたもの、華やかな装飾がないものなど。

## 6 校外生活に関すること

社会のルール・マナーを守り、生徒心得に則った責任ある行動をする。

※校外生活の詳細について、表を参考とすること。

携帯端末 (スマートフォン等)	フィルタリングをかけて使用すること。
立ち入り禁止施設	ゲームセンター、ボウリング場、カラオケボックス、ネットカフェなどのアミューズメン ト施設。※深夜(22時~6時)を除く時間帯であれば保護者同伴で利用可能。
熊本再春医療 センター内の施設	許可なく使用しない。
金銭の貸借	トラブル防止のため、行わない。
アルバイト	学業とのバランスを考え、基本的には行わない。
交際	自分も相手も大切に、思いやりをもち節度を守る。
自転車乗車時	ヘルメットを着用する。
原動機付き自転車 ・自動車	・卒業後の生活を見据えて、必要であれば高等部3年12月以降に「受検届」「入 校届」を校長に提出して、保護者の責任において準備を進める。 ・免許を取得しても、本校在籍中は安全のため運転は控える。

## 7 高等部生徒心得の見直しに関すること

生徒心得を、実情や社会常識、自立と社会参加により適した内容にするため、点検を行い、必要に応じて見直しを行う。

※見直しの手順について、表を参考とすること。

①生徒会執行部は、生徒の声を集め、生徒心得の見直しが必要か確認する。
②生徒会執行部は、生徒へ見直し案を提案し、話し合いを進める。
③保護者に意見を求める。
④生徒会執行部と職員で案について協議する。
⑤意見を踏まえ、生徒会執行部と職員で見直し案を決定する。
⑥改訂した内容を全生徒へ伝え、学校ホームページにも掲載する。

## 8 その他

意見や疑問がある場合や自分だけで決めることが難しい場合は、先生に相談し、安心できる方法を考える。

平成6年4月制定

令和3年3月一部改定

令和4年3月一部改定

令和5年2月一部改定

令和6年2月一部改定

令和7年2月一部改定

令和8年2月改定